

新旧対照表

○調理師法施行細則

新	旧
調理師法施行細則 昭和三十四年九月十一日 規則第二十九号 改正 昭和三六年 一月一六日規則第 昭和三六年 三月三一日規則第 一号 一〇号 昭和四二年 八月一一日規則第 昭和四五年 四月一七日規則第 四八号 三一号 昭和五二年 一月二八日規則第 昭和五三年 四月 一日規則第 一号 一八号 昭和六三年 三月三一日規則第 平成一一年 三月三〇日規則第 二二号 二六号 平成一二年 三月 七日規則第 平成一七年 三月一日規則第 九号 二六号 平成一九年 三月三〇日規則第 平成二〇年 三月二五日規則第 二七号 一四号 令和 三年 五月二八日規則第 二四号 調理師法施行細則 (趣旨) 第一条 この規則は、調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号。以下「法」という。）、「調理師法施行令」（昭和三十二年政令第百三二号。以下「施行令」という。）及び調理師法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十六号。以下「施行規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。 第二条から第四条まで 削除 〔昭和六三年規則二二号〕 (試験実施の公示) 第五条 法第三条の二第一項の規定により調理師試験（以下「試験」という。）を行う場合においては、試験期日、試験場、受験願書の提出期限その他試験の実施に関し必要な事項をあらかじめ県報に公告する。 一部改正〔昭和六三年規則二二号〕 (受験手続)	調理師法施行細則 昭和三十四年九月十一日 規則第二十九号 改正 昭和三六年 一月一六日規則第 昭和三六年 三月三一日規則第 一号 一〇号 昭和四二年 八月一一日規則第 昭和四五年 四月一七日規則第 四八号 三一号 昭和五二年 一月二八日規則第 昭和五三年 四月 一日規則第 一号 一八号 昭和六三年 三月三一日規則第 平成一一年 三月三〇日規則第 二二号 二六号 平成一二年 三月 七日規則第 平成一七年 三月一日規則第 九号 二六号 平成一九年 三月三〇日規則第 平成二〇年 三月二五日規則第 二七号 一四号 令和 三年 五月二八日規則第 二四号 調理師法施行細則 (趣旨) 第一条 この規則は、調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号。以下「法」という。）、「調理師法施行令」（昭和三十二年政令第百三二号。以下「施行令」という。）及び調理師法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十六号。以下「施行規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。 第二条から第四条まで 削除 〔昭和六三年規則二二号〕 (試験実施の公示) 第五条 法第三条の二第一項の規定により調理師試験（以下「試験」という。）を行う場合においては、試験期日、試験場、受験願書の提出期限その他試験の実施に関し必要な事項をあらかじめ県報に公告する。 一部改正〔昭和六三年規則二二号〕 (受験手続)

第六条 試験を受けようとする者は、受験願書（別記第四号様式）に次の各号に掲げる書類等を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 履歴書
- 二 調理業務従事証明書（別記第四号様式の二）
- 三 写真（出願前六月以内に撮影した手札型正面上半身脱帽）
（削る。）

四 第二号に掲げる書類に記載された氏名と現在の氏名とが異なる場合は、戸籍の抄本又は謄本

2 前項の規定にかかわらず、当該出願前の直近の試験に係る受験願書を知事に提出したことを証する書類を同項の受験願書に添えて提出するときは、同項第一号及び第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。この場合における同項第四号の規定の適用については、同号中「第二号に掲げる書類」とあるのは、「当該出願前の直近の試験に係る受験願書を知事に提出したことを証する書類」とする。

一部改正（昭和四五年規則三一号・六三年二二号・平成一七年二六号・二〇年一四号・令和三年二四号）

（試験委員）

第七条 試験に関する事務を行わせるため試験委員を置く。

2 試験委員は、県職員及び調理に関し、学識経験を有する者のうちからその都度知事が任命し、又は委嘱する。

一部改正（昭和六三年規則二二号・平成一九年二七号・令和三年二四号）

（受験の停止及び合格の取消）

第八条 受験者が試験に関し不正の行為をした場合は、知事は、当該不正行為に関係のある者の受験を停止し、又は合格を取り消すことがある。

一部改正（昭和六三年規則二二号・令和三年二四号）

（合格証書）

第九条 試験に合格した者には、合格証書（別記第五号様式）を交付するものとする。

一部改正（昭和六三年規則二二号）

（申請書等の様式）

第十条 前条までに規定するもののほか、申請書等の様式は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

第六条 試験を受けようとする者は、受験願書（別記第四号様式）に次の各号に掲げる書類等を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 履歴書
- 二 調理業務従事証明書（別記第四号様式の二）
- 三 写真（出願前六月以内に撮影した手札型正面上半身脱帽）

四 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者であることの最終学校の卒業証明書又は資格を証明する書類

五 第二号及び前号に掲げる書類に記載された氏名と現在の氏名とが異なる場合は、戸籍の抄本又は謄本

2 前項の規定にかかわらず、当該出願前の直近の試験に係る受験願書を知事に提出したことを証する書類を同項の受験願書に添えて提出するときは、同項第一号、第二号及び第四号に掲げる書類の添付を省略することができる。この場合における同項第五号の規定の適用については、同号中「第二号及び前号に掲げる書類」とあるのは、「当該出願前の直近の試験に係る受験願書を知事に提出したことを証する書類」とする。

一部改正（昭和四五年規則三一号・六三年二二号・平成一七年二六号・二〇年一四号・令和三年二四号）

（試験委員）

第七条 試験に関する事務を行わせるため試験委員を置く。

2 試験委員は、県職員及び調理に関し、学識経験を有する者のうちからその都度知事が任命し、又は委嘱する。

一部改正（昭和六三年規則二二号・平成一九年二七号・令和三年二四号）

（受験の停止及び合格の取消）

第八条 受験者が試験に関し不正の行為をした場合は、知事は、当該不正行為に関係のある者の受験を停止し、又は合格を取り消すことがある。

一部改正（昭和六三年規則二二号・令和三年二四号）

（合格証書）

第九条 試験に合格した者には、合格証書（別記第五号様式）を交付するものとする。

一部改正（昭和六三年規則二二号）

（申請書等の様式）

第十条 前条までに規定するもののほか、申請書等の様式は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

一 法第五条第一項の規定による調理師名簿 別記第六号様式 二 施行令第十一条第一項の規定による調理師名簿訂正申請書 別記第七号様式 三 施行令第十二条の規定による調理師名簿登録消除申請書 別記第八号様式 四 施行令第十三条第一項の規定による調理師免許証書換交付申請書 別記第九号様式 五 施行令第十四条第一項の規定による調理師免許証再交付申請書 別記第十号様式 六 施行令第十四条第四項及び第十五条の規定による調理師免許証返納書 別記第十一号様式 一部改正〔昭和六三年規則二二二号〕 附 則 この規則は、公布の日から施行する。 附 則（昭和三十六年一月十六日規則第一号） 改正 昭和三六年 三月三十一日規則第 一〇号 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則の施行の際、この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて交付されている証明書、許可証等は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。 3 この規則の施行の際、この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。 4 この規則の施行前にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて調製した用紙は、この規則の施行後においても、昭和三十六年三月三十一日（第九条中別記第百三十八号様式及び第百四十一号様式による用紙については、昭和三十七年三月三十一日）までは使用することができる。 一部改正〔昭和三六年規則一〇号〕 附 則（昭和三十六年三月三十一日規則第十号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（昭和四十二年八月十一日規則第四十八号） 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の調理師法施行細則（以下	一 法第五条第一項の規定による調理師名簿 別記第六号様式 二 施行令第十一条第一項の規定による調理師名簿訂正申請書 別記第七号様式 三 施行令第十二条の規定による調理師名簿登録消除申請書 別記第八号様式 四 施行令第十三条第一項の規定による調理師免許証書換交付申請書 別記第九号様式 五 施行令第十四条第一項の規定による調理師免許証再交付申請書 別記第十号様式 六 施行令第十四条第四項及び第十五条の規定による調理師免許証返納書 別記第十一号様式 一部改正〔昭和六三年規則二二二号〕 附 則 この規則は、公布の日から施行する。 附 則（昭和三十六年一月十六日規則第一号） 改正 昭和三六年 三月三十一日規則第 一〇号 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則の施行の際、この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて交付されている証明書、許可証等は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。 3 この規則の施行の際、この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。 4 この規則の施行前にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて調製した用紙は、この規則の施行後においても、昭和三十六年三月三十一日（第九条中別記第百三十八号様式及び第百四十一号様式による用紙については、昭和三十七年三月三十一日）までは使用することができる。 一部改正〔昭和三六年規則一〇号〕 附 則（昭和三十六年三月三十一日規則第十号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（昭和四十二年八月十一日規則第四十八号） 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の調理師法施行細則（以下
---	---

「旧規則」という。)の規定により提出し、又は作成されている書類は、この規則による改正後の調理師法施行細則の各相当規定に基づき提出し、又は作成されたものとみなす。

3 この規則の施行前に旧規則の規定に基づいて調製した用紙は、この規則の施行後においても昭和四十三年三月三十一日までは使用することができる。

附 則 (昭和四十五年四月十七日規則第三十一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十二年一月二十八日規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十三年四月一日規則第十八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六十三年三月三十一日規則第二十二号)

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成十一年三月三十日規則第二十六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十二年三月七日規則第九号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成十七年三月十一日規則第二十六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十九年三月三十日規則第二十七号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十年三月二十五日規則第十四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年五月二十八日規則第二十四号)

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

第一号様式から第三号様式まで 削除
〔昭和63年規則22号〕

第四号様式
(第六条)

全部改正〔昭和36年規則1号〕、一部改正〔昭和42年規則48号・53年18号・63年22号・平成11年26号・令和3年24号〕

第四号様式の二
(第六条第一項第二号)

全部改正〔平成12年規則9号〕、一部改正〔令和3年規則24号〕

「旧規則」という。)の規定により提出し、又は作成されている書類は、この規則による改正後の調理師法施行細則の各相当規定に基づき提出し、又は作成されたものとみなす。

3 この規則の施行前に旧規則の規定に基づいて調製した用紙は、この規則の施行後においても昭和四十三年三月三十一日までは使用することができる。

附 則 (昭和四十五年四月十七日規則第三十一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十二年一月二十八日規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十三年四月一日規則第十八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六十三年三月三十一日規則第二十二号)

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成十一年三月三十日規則第二十六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十二年三月七日規則第九号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成十七年三月十一日規則第二十六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十九年三月三十日規則第二十七号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十年三月二十五日規則第十四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年五月二十八日規則第二十四号)

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

第一号様式から第三号様式まで 削除
〔昭和63年規則22号〕

第四号様式
(第六条)

全部改正〔昭和36年規則1号〕、一部改正〔昭和42年規則48号・53年18号・63年22号・平成11年26号・令和3年24号〕

第四号様式の二
(第六条第一項第二号)

全部改正〔平成12年規則9号〕、一部改正〔令和3年規則24号〕

第五号様式 (第九条) 全部改正〔昭和36年規則1号〕、一部改正〔昭和63年規則22号〕	第五号様式 (第九条) 全部改正〔昭和36年規則1号〕、一部改正〔昭和63年規則22号〕
第六号様式 (第十条第一号) 全部改正〔昭和42年規則48号〕、一部改正〔昭和63年規則22号〕	第六号様式 (第十条第一号) 全部改正〔昭和42年規則48号〕、一部改正〔昭和63年規則22号〕
第七号様式 (第十条第二号) 全部改正〔昭和36年規則1号〕、一部改正〔昭和53年規則18号・63年22号・平成11年26号・令和3年24号〕	第七号様式 (第十条第二号) 全部改正〔昭和36年規則1号〕、一部改正〔昭和53年規則18号・63年22号・平成11年26号・令和3年24号〕
第八号様式 (第十条第三号) 全部改正〔昭和36年規則1号〕、一部改正〔昭和53年規則18号・63年22号・平成11年26号・令和3年24号〕	第八号様式 (第十条第三号) 全部改正〔昭和36年規則1号〕、一部改正〔昭和53年規則18号・63年22号・平成11年26号・令和3年24号〕
第九号様式 (第十条第四号) 全部改正〔昭和36年規則1号〕、一部改正〔昭和53年規則18号・63年22号・平成11年26号・令和3年24号〕	第九号様式 (第十条第四号) 全部改正〔昭和36年規則1号〕、一部改正〔昭和53年規則18号・63年22号・平成11年26号・令和3年24号〕
第十号様式 (第十条第五号) 全部改正〔昭和36年規則1号〕、一部改正〔昭和53年規則18号・63年22号・平成11年26号・令和3年24号〕	第十号様式 (第十条第五号) 全部改正〔昭和36年規則1号〕、一部改正〔昭和53年規則18号・63年22号・平成11年26号・令和3年24号〕
第十一号様式 (第十条第六号) 全部改正〔昭和36年規則1号〕、一部改正〔昭和53年規則18号・63年22号・平成11年26号・令和3年24号〕	第十一号様式 (第十条第六号) 全部改正〔昭和36年規則1号〕、一部改正〔昭和53年規則18号・63年22号・平成11年26号・令和3年24号〕